

## 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第 13 条に関する提言

2018 年 10 月 23 日

Arts and Law 理事

シティライツ法律事務所 弁護士

水野 祐

### (権利保護の推進)

#### 第十三条

国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の**所有権**、**著作権** **その他の権利**の**保護**を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る**契約の締結等**に関する**指針の作成及び公表**、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の**必要な施策**を講ずるものとする。

#### 第 1 「所有権」について

特別な合意・契約がない限り、障害のある方が創造した作品の所有権は附合の規定（民法第 243 条～248 条）に従い、材料の所有者などケースバイケースで帰属する者が変化する。

#### 第 2 「著作権」について

特別な合意・契約がない限り、障害のある方が創造した作品の著作権・著作者人格権は、原則として障害のある方自身に帰属する。

#### 第 3 「その他の権利」について

障害のある方が創造した作品の取扱いについては、所有権、著作権とは別に障害のある方の個人情報やプライバシー、肖像権等に配慮する必要がある。

#### 第 4 「契約の締結」について

上記各権利の処理については、各施設の入居同意書等において一定の合意がなされている場合もあるが、概ね曖昧かつ不明確である。また、個別の案件ごとに著作権譲渡に同意をもらっている場合もあるが、一方で、施設または法定代理人において当然に権利が譲渡されているという認識を有している場合や、所有権と

著作権の区別が曖昧な場合もあり、障害のある方、その法定代理人および施設側三者においてそれぞれ作品の権利に関する知識不足が見られる。

このように所有者や著作権者が不明確または複雑になり得る状況や個別の案件ごとに同意を取得することは、障害のある方が創造した作品の販売等の利活用（第14条（芸術上価値が高い作品等の販売に係る支援））にとっても好ましくないことから、施設への入居同意書などの契約により施設側に権利帰属の一元化が図られることが望ましい。

私見では、施設への入居同意書等において、以下の整理を踏まえた契約を締結することが望ましいと考える。

- 所有権：施設側
- 著作権：障害のある方（ただし、施設側に無制限の利用許諾（ライセンス）契約したうえで、売上げ又は利益から一定の割合で還元）
- ただし、いずれの権利についてもオプトアウトの権利を設ける

なお、実務上、著作者人格権については、作品の利活用の観点から著作者人格権の不行使特約がなされることがあるが、これを14条の観点から施設との入居同意書等に備えるべきかは議論があると考えられる。また、施設側から障害のある方への還元は、このような仕組みを構築することに対する負担も考慮すれば、売上げではなく利益をベースにすべきではないかと思料する。さらに、還元する場合に、当該障害のある方のみに還元するか、施設入居者全体に還元するのか、について議論が生じ得るが、後者の場合には経費に近い性質になってしまうことから、前者の考え方を採用すべきではないかと個人的には考える。

## 第5 「指針の作成及び公表」「必要な施策」について

上述の通り、障害のある方、法定代理人および施設側いずれも作品に関する権利や芸術性についても認識が十分ではないことが多い。したがって、これらに関する指針（ガイドライン）の作成および公表とともに、多くの施設への導入の容易性に鑑み、施設入居同意書に挿入できるような形での契約条項のひな形も同時に公開すべきであると考えられる。

以上